

本庄市健康づくり推進協議会条例と総合計画審議会条例の統合について

【統合の目的】

本庄市健康づくり推進協議会条例（平成18年1月施行、以下「協議会条例」という。）は、昭和53年に国の指針である「第一次国民健康づくり運動」を基に、各市町村において、市町村保健センターの整備推進や保健師の確保、健康診査の充実等を図ることを目的に制定され、制定当時の協議会は、それら目的を協議事項として活動していましたが、現在、活動できていない状況です。

また、国指針の「国民健康づくり運動」は、現在は名称変更され、「健康日本21（第3次）」として、令和6年度から令和17年度を計画期間として、国民の健康づくりを推進しております。

これを受け本市では、「本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例（平成26年3月施行、以下「審議会条例」という。）」を制定し、審議会では「健康日本21」、「食育基本法」、及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づきご審議いただき、平成27年度に市民の健康の保持及び増進に関する総合的な計画として、「本庄市健康づくり推進総合計画（以下、「総合計画」という。）」を策定いたしました。

現在、「第3期総合計画」を策定するため、令和6年度から2か年で、委員の皆様に審議していただいております。

審議会条例では「当計画策定に関する事項について審議し、市長に答申する」ことが所掌事務となっており、総合計画の進捗管理や調査研究については、所掌事務に含まれておりませんが、総合計画の計画期間中に、本市の健康に関する現状と課題や、総合計画の進捗管理について、今後は行政だけでなく、市民、関係団体が一体となり、さらなる評価、検証する必要があるものと考えております。

そのため、「第三期総合計画」の策定を契機に、協議会条例に審議会条例を統合し、下記所掌事項を協議会の所掌事務として、さらなる市民に対する健康づくり推進のあり方について、市民の代表、また関係団体の代表である委員の皆様に検証していただくとともに、ご意見を伺って参りたいと考えています。

つきましては、協議会条例と審議会条例の統合について、ご協議を依頼いたします。

